

# 湯沢市部活動地域移行推進計画（概要） 令和5年版

## 国・県の動向

- ・少子化が進展するなかで、生徒が将来にわたりスポーツや文化芸術活動に継続して取り組むために、地域との連携や協働や地域移行の方向性が示されてきた。
- ・公立中学校を対象として、令和5年から3年間を改革推進期間と定め、まずは休日の部活動から段階的に「地域連携・地域移行」を進めることが示された。

## 本市の方針

- ・部活動は、生徒の自主的・自発的な態度の涵養に大きく貢献してきた。しかし、深刻な少子化に伴い、これまでと同様の体制で運営することが難しい状況である。したがって、本市としては地域とこれまで以上に連携・協働し、「生徒が現在所属している部活動が継続できること、大会やコンクールに参加できること」を第一に考え、文化・スポーツ活動全体を持続可能にする取組を推進していく方針である。

## 運動部活動

### 目指す姿

- (1) 将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる。
- (2) 自発的な参画を通して「楽しさ・喜び」を感じとる。
- (3) 自己実現や活力ある社会と絆の強い社会づくりに貢献する。

### 課題

- ・持続可能性という面で厳しさが増している。
- ・深刻な少子化が進んでいる。
- ・教師にとっての大きな業務負担（競技経験の有無）

### 改革の方向性

- (1) 休日の活動から段階的に移行する。
- (2) 令和5年度から3年間を改革推進期間とするが、さらに時間を要する場合など、**地域の実情に応じる**。
- (3) 平日の地域移行は、休日への移行の進捗状況を見ながら**無理せずに行う**。
- (4) 地域におけるスポーツ機会の確保や**生徒のニーズに合った活動機会の充実**に取り組む。
- (5) **地域と学校**の連携と協働を強める

### 学校部活動

### 移行の具体

### 休日の地域クラブ、合同部活動

指導者	当該校教師、部活動指導員など	地域の指導者、一部教師の兼職兼業
参加者	当該校、関係校の生徒	地域の生徒
場所	当該校の施設、拠点校の施設	学校施設、社会体育施設、公共施設
費用	用具、交通費等実費	可能な限り安い会費、用具費、交通費等の実費
補償	災害共済給付	各種保険

令和5年

令和6年

令和7年

令和8年

- ・協議会等
- ・進捗状況を確認

- ・協議会等の開催
- ・進捗状況を見ながら、令和8年度からの施策に反映

- ・ガイドラインの見直し
- ・さらなる支援方策の検討

# 文化部活動

## 目指す姿

- (1)将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむ機会を確保する。
- (2)生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、地域における文化芸術の発展を主体的に形成する。
- (3)地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、生徒の多様な体験機会を確保する。

## 改革の方向性

- (1)休日の活動から段階的に移行する。
- (2)令和5年度から3年間で改革推進期間とするが、さらに時間を要する場合など、**地域の実情に応じる。**
- (3)平日の地域移行は、休日への移行の進捗状況を見ながら**無理せずに行う。**
- (4)地域における**文化芸術に親しむ機会**を確保する。
- (5)生徒の**多様なニーズ**に合った活動機会の充実に努める。
- (6)**地域と学校**の連携と協働を強める。

# 中学校部活動地域移行に係るQ & A

- Q 1 「中学校の部活動の在り方が大きく変わるのですか」  
A 1 「まずは休日の活動を地域クラブ、合同部活動として活動するための改革が行われます」
- Q 2 「いつから変わるのですか」  
A 2 「今年度から地域クラブに円滑に移行するための環境整備を行います。緩やかに移行します」
- Q 3 「いつまでに移行するのですか」  
A 3 「令和7年度を目標としますが、地域の実情などを考慮しながら移行することになります」
- Q 4 「チームなどはどのようにして組むのですか」  
A 4 「現在は単独や合同の中学校ですが、地域クラブでは複数の学校の生徒が集まって活動することになります」
- Q 5 「誰が指導してくれるのですか」  
A 5 「地域の方や希望する教師など様々な方々に関わっていただくこととなりますが、生徒が安全に、そして安心して活動することができるように、指導者研修などを行う予定です」
- Q 6 「地域クラブの活動場所はどうなりますか」  
A 6 「学校の施設や社会教育施設などを利用することになります」
- Q 7 「地域クラブが全国大会に出場できるのですか」  
A 7 「全国中学校体育連盟では地域クラブでも大会への出場を認めました。吹奏楽においても出場可能です」
- Q 8 「移行に関わることはどこで話し合われるのですか」  
A 8 「各関係団体代表者や保護者代表者の方々に構成される『湯沢市部活動協議会』などで様々検討されます。  
『問い合わせ先：湯沢市教育委員会事務局教育部 生涯学習課スポーツ振興班』

# 課題への対応

指導者	部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、各競技団体、人材バンクなど
活動場所	学校施設、社会教育施設、公共施設
大会	日本中体連は地域クラブの参加を承認、全日本吹奏楽連盟も複数校での参加も承認
会費や保険	可能な限り低廉な会費の設定 保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す

※「大会やコンクール等で誰が采配し、誰が指揮を執るのか」「土（日）曜日に活動場所が変わることへの御家庭への経済的負担の問題」等、現在、検討していることをお伝えいたします。